

令和8年9月30日

資料 2

第43回水道事業審議会資料

『水道料金算定について』

米子市上下水道局 経営企画課

※この資料の図表及び説明は公社)日本水道協会の
『水道料金改定業務の手引き』を基に作成しています。

水道料金の原則

水道法

第14条（供給規程）

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、^{※1} 供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

地方公営企業法

第17条の2第2項（経費の負担の原則）

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するもの（^{※2}）を除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

^{※2} 当該公営企業の収入を充てることが適当でない経費、能率的な経営を行なつてもなおその収入のみを充てることが客観的に困難と認められる経費

第21条第2項（料金）

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

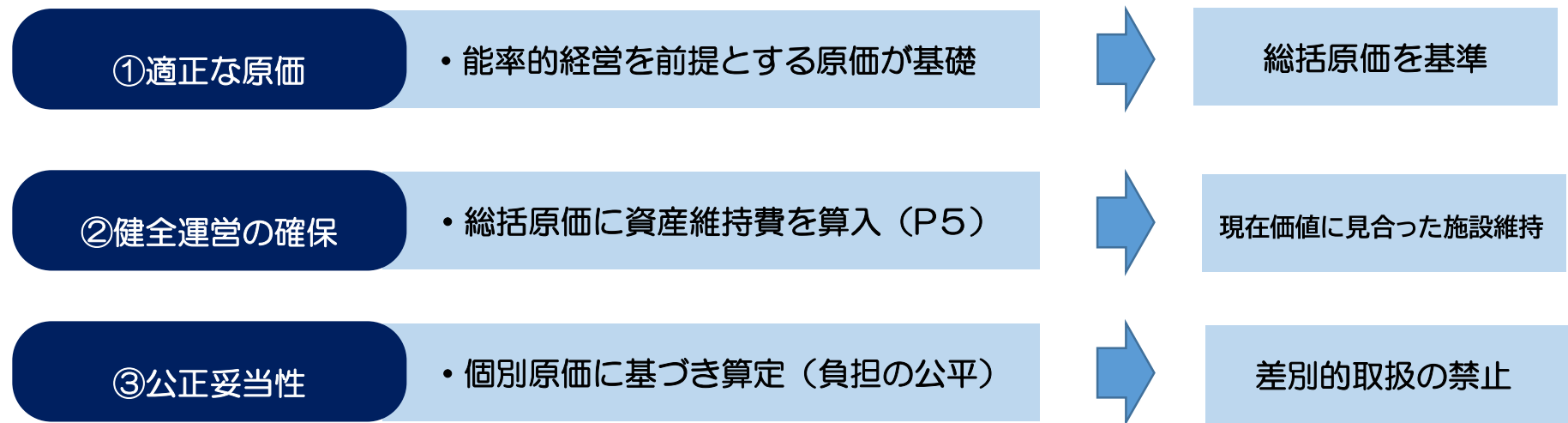
^{※1}

供給規程＝給水条例

料金改定には給水条例の改正が必要（議会の議決が必要）

公正妥当な料金設定とは

図表1 水道料金の決定原則



図表2 料金水準（総括原価）の算定方式

総括原価方式とは？



米子市水道事業の現状

米子市給水条例

第28条（給水契約の申込み）

水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に給水契約の申込みを行い、その承認を受けなければならない。

第36条（料金の支払義務）

水道料金（以下「料金」という。）は、使用者又は管理人から徴収する。

第37条（料金）

料金は、別表に定めるところにより算出して得た額とする。[\(P9 基本料金と従量料金の表\)](#)

グラフ1 供給単価と給水原価の推移

都道府県
鳥取県

水道事業者等
米子市

事業種別
末端給水事業



供給単価とは・・・
水1㎡あたりの販売価格

給水原価とは・・・
水1㎡あたりの供給に要した費用

2015年(平成27年)から
2024年(令和6年)の間は給水
原価が上昇傾向にある

出典：デジタル庁『水道事業等の経営状況に関するダッシュボード』

水道料金算定のプロセス

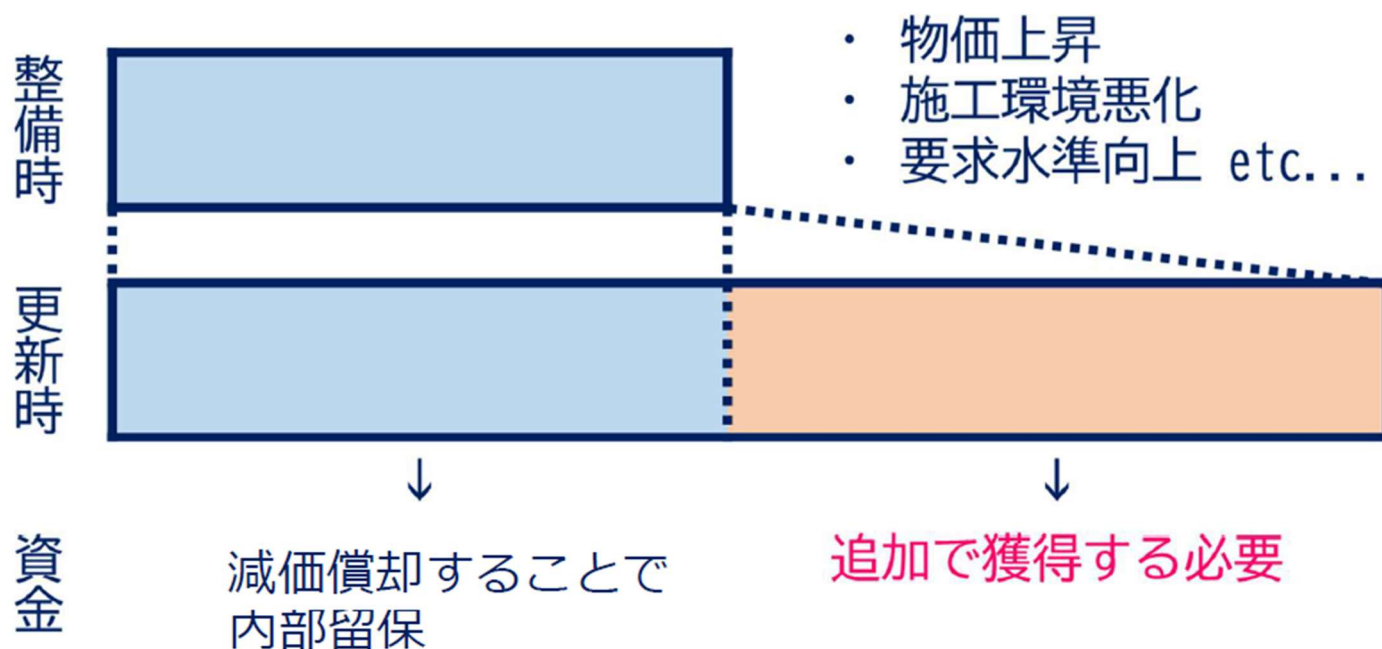
図表 3 料金算定のプロセス



資産維持費とは

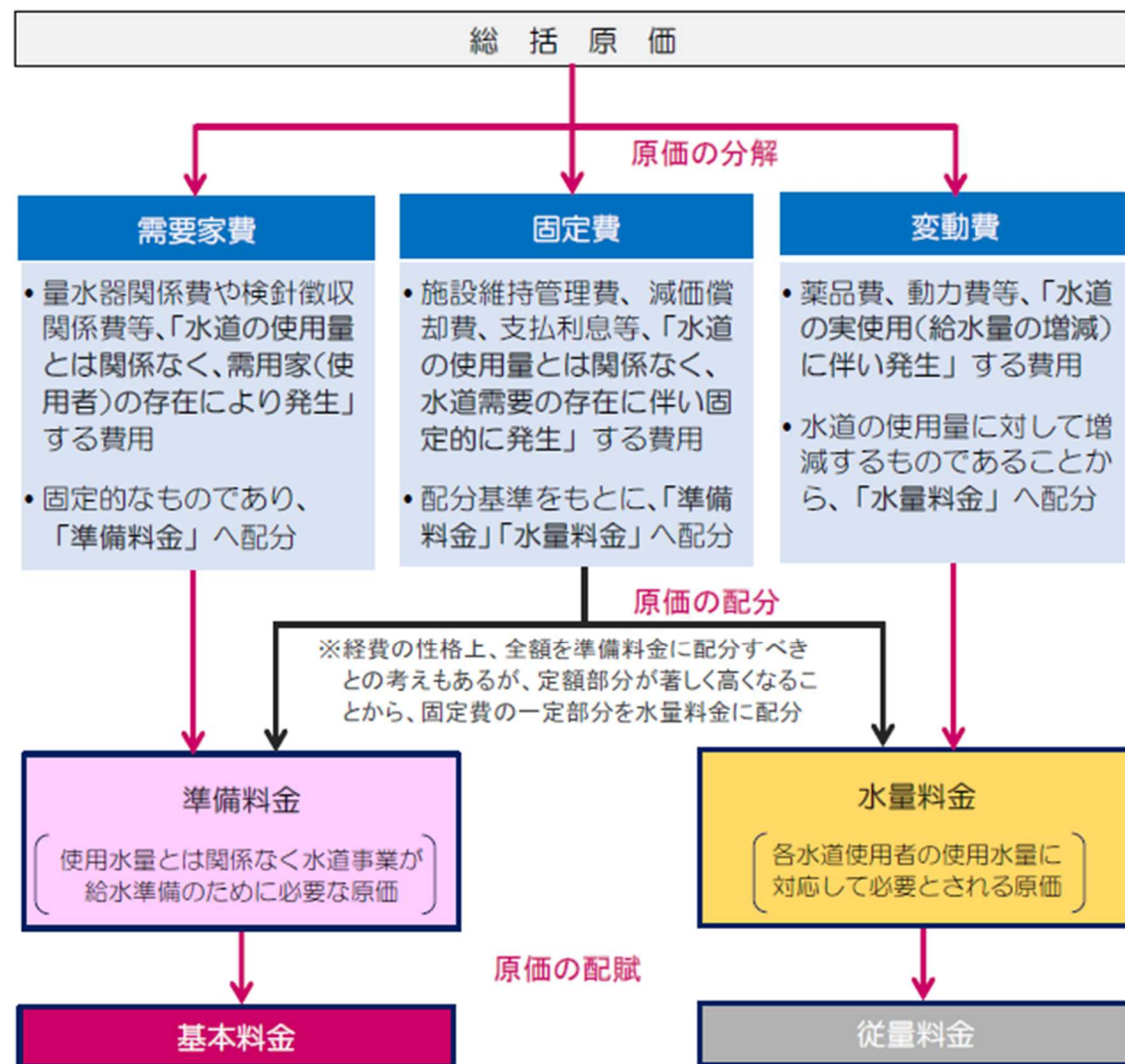
資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設の維持のために、確保されるべき額であり、平成 30 年水道法改正に伴い、水道法施行規則第 12 条では「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」として定義された。

図表4 資産維持費の意義



総括原価の分解と料金体系への配賦

図表5 総括原価の分解と料金体系への配賦



料金体系の類型

図表6 料金体系の類型



米子市【二部料金制】

図表7 基本料金と従量料金

種別	定義	対象となる経費
基本料金	使用水量の有無に関わらず水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	水道メーター設置費 検針徴収経費 等
従量料金	使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金	動力・薬品費 等

総合体系図：使用水量と水道料金（原価）の関係構造



水道料金表（現行料金）

水道料金は、次の表を基に算出した数値となります。（消費税10%込、1円未満端数切捨て）

1か月

メーター 口径	基本料金	従量料金 (水量に応じて)					
		0 ～ 8m ³	9 ～ 20m ³	21 ～ 100m ³	101 ～ 250m ³	251 ～ 500m ³	501m ³ ～
13mm	902円	基本料金 のみ	1m ³ に つき 111.1円	1m ³ に つき 146.3円	1m ³ に つき 183.7円	1m ³ に つき 209円	1m ³ に つき 231円
20mm	1,408円						
25mm	2,684円						
40mm	5,346円						
50mm	11,979円						
75mm	21,571円						
100mm	36,586円						
150mm	76,835円						
200mm	107,778円						

【料金体系の課題】

・基本水量について

⇒基本水量を付している事業体は、口径別料金体系全体の 55.0%(鳥取市、松江市、広島市等は基本水量を付していない)

・基本料金割合について

⇒基本料金割合を上げると、使用水量が減少傾向な場合でも固定的な収入が得られるため財政基盤を強化できる(鳥取市、松江市、出雲市では基本料金割合 40%を目標)

【参考】R7年度 米子市 37.8%

・従量型料金体系について

⇒従量料金の逡増度(最高単価÷最低単価)

米子市⇒2.08

鳥取市⇒3.88(1.94)

松江市⇒3.42(1.49)

出雲市⇒1.43

※()内の数値は下から2番目の単価との比較

水道料金算定に関する用語集

用 語	読み(50音順)	説 明
アセットマネジメント	あせつとまねじめんと	中長期的な視点で水道施設を効率的・効果的に管理運営するための資産管理の手法です。将来の更新需要を予測し、計画的な投資を行うために用いられます。
有収率	ゆうしゅうりつ	総配水量のうち、料金収入の対象となった水量の割合を示す指標です。この数値が高いほど、漏水などが少なく効率的な運営が行われていることを意味します。
営業費用	えいぎょうひよう	水道事業の本来の目的である給水サービスを提供するために直接または間接的に要した費用です。人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、減価償却費などが含まれます。
企業債	きぎょうさい	水道施設の建設や改良などの多額の資金が必要な際に、国や金融機関などから借り入れる長期の借入金のことです。建設費用を将来の利用者にも負担を分かち合う役割があります。
供給単価	きょうきゅうたんか	有収水量 1 立方メートルあたりの水の販売価格です。収益状況を把握するための重要な指標となります。
給水原価	きゅうすいげんか	有収水量 1 立方メートルあたりの供給に要した費用のことです。料金設定の基礎となる「総括原価」の考え方において、コストを測る基準となります。
給水収益	きゅうすいしゅうえき	利用者の皆様から支払われる「水道料金」による収入のことです。水道事業の運営を支える最も主要な財源となります。
経常収支比率	けいじょうしゅうしひりつ	経常的な収入(水道料金等)で経常的な費用(人件費や維持管理費等)をどの程度賄えているかを示す指標です。100%未満の場合は、経営上で損失が生じていることを示します。
減価償却費	げんかしょうきやくひ	建物や管路などの施設(固定資産)の建設にかかった費用を、その耐用年数にわたって分割して費用計上したものです。
控除収益	こうじょしゅうえき	水道料金以外の収入(新規加入金や他会計からの負担金など)のことで、総括原価から差し引かれる項目です。
固定費	こていひ	使用水量や稼働状況(需要量)の増減に関わらず、施設の維持管理や資産維持のために一定して発生する費用のことです。職員給与費等の人件費、施設整備に伴う減価償却費、物件費などがこれに該当します。
個別原価	こべつげんか	特定の給水条件、サービス提供、または作業単位ごとに直接的に発生し、個別に集計される原価のことで、個々のサービス供給(各使用者群や使用水量)に基づき客観的に算定され、料金負担の公平を図る基礎となるものです。
資産維持率	しさんいじりつ	資産維持費を算出する際に、対象資産に乗じる比率のことです。標準は 3%とされていますが、健全な財政運営の範囲内で修正が可能です。

用 語	読み(50 音順)	説 明
資産維持費	しさんいじひ	施設の更新や再構築のために将来必要となる原資として、総括原価に算入する費用のことです。物価上昇による不足分や老朽化対策、施設の高度化に対応するために積み立てられます。
資本費用	しほんひよう	施設建設のために借りたお金の利息(支払利息)や、将来の施設更新に備えるための費用の総称です。
自己資本構成比率	じこしほんこうせい ひりつ	総資本のうち、返済の必要がない自己資本(資本金や剰余金など)が占める割合です。経営の健全性や安定性を判断する指標となります。
需要家費	じゅようかひ	水道使用量に関わらず、利用者が存在すること自体によって発生する費用のことです。メーター検針、料金徴収、窓口対応等の経費が含まれ、通常は「基本料金」で回収されます。
総括原価	そうかつげんか	水道事業を運営するために必要な、営業費用、資産維持費、資本費用などをすべて足し合わせた、料金として回収すべき費用の総額です。水道料金はこの総額と料金収入が一致するように設定されます。
総括原価方式	そうかつげんかほ うしき	水道料金を算定する際、水道を安定して供給するために必要なすべての費用(原価)を、利用者の料金で賄うように計算する仕組みです。
長期前受金戻入	ちようきまえうけき んれいにゆう	国庫補助金等で取得した資産の減価償却費に合わせて、その補助金相当額を毎年度「収益」として振り替える会計処理です。建設時に受けた補助金を耐用年数に応じて少しずつ収益化し、実質的な費用を相殺する仕組みです。
独立採算制	どくりつさいさんせい	水道事業の運営に必要な経費を、税金ではなく、主に水道利用者が支払う料金収入によって賄うという経営の基本原則のことです。
負荷率	ふかりつ	1 日最大配水量に対する 1 日平均配水量の割合です。施設が年間を通じてどの程度平均的に利用されているかを示します。
変動費	へんどうひ	水道水を作る量(給水量)の増減に応じて発生する費用のことです。薬品費や動力費、受水費などが該当し、「従量料金」として回収されます。
料金回収率	りようきんかいしゅ うりつ	給水サービスにかかる費用(給水原価)が、水道料金(供給単価)によってどの程度賄えているかを表す指標です。100%を下回ると赤字の状態を指します。
料金算定期間	りようきんさんてい きかん	料金の基礎となる原価を集計する期間のことで、通常 3～5 年程度に設定されます。
流動比率	りゅうどうひりつ	短期的な債務(1 年以内に返済すべき負債)に対して、支払い能力がある流動資産がどの程度あるかを示す指標です。